

売店の出店条件等について

1 出店条件等について

(1) 出店期間

ア 令和 10 年（2028 年）4 月 1 日から令和 15 年（2033 年）3 月 31 まで（5 年間）ただし、出店開始時期に変更ある場合は、出店開始から原則 5 年以内とします。

ただし、次により県が適当と判断した場合は出店開始から最長 10 年まで、当初の出店期間を更新して使用することができます。

※県が財産の公用・公共用としての使用の必要性や、出店者の使用状況、使用目的及び投資費用の回収に要する期間等を勘案し、沖縄県が引き続き出店期間の更新することが適当と判断した場合

イ 更新期間は 1 年単位でまでとし、別添 2「沖縄県本庁舎福利厚生施設（売店）遵守等事項」の 1（1）ウ「行政財産使用許可の更新」の手続を行う必要があることに留意。

ウ 出店終了後は、改めて設置の業種及び出店者を公募により選定することになります。

※ 出店事業者が行う設置、撤去等に要する期間は、出店期間に含める。

※ 出店開始時期に関しては、県と出店事業者の双方で協議の上決定する。

(2) 営業時間等

ア 営業時間

原則、午前 7 時 30 分から午後 8 時までとします。ただし、庁舎管理者の承諾が得られれば、午前 7 時から午後 9 時までの営業時間の延長可能です。

また、フレックスタイム制の導入等、職員の勤務可能時間帯に変更がある場合、営業時間の拡充を求める場合があります。

イ 定休日

原則、平日として県庁の閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（6 月 23 日）、年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日）とします。ただし、閉庁日の営業は庁舎管理者の承諾が得られれば、営業可能です。（閉庁日のため、搬入口に制限があることに留意）

2 売店の運営者及び運営方法について

(1) 沖縄県本島内に本店、支店又は営業所を有していること。

(2) 運営主体は直営店のほか、フランチャイズ加盟者（以下「FC 加盟者」）による運営も可といたします。ただし、次の（3）の取扱いについて遵守願います。

(3) フランチャイズ加盟者（以下「FC 加盟者」）による運営の場合

- ・ FC 加盟者が誰になるか、企画提案の中で明確にしてください。
- ・ 本仕様書では、本部事業者と FC 加盟者を区別せず、「出店者」と記載しておりますが、本部事業者と FC 加盟者の間で責任や費用負担を明確にしておき、責任の所在があいまいにならないようにしてください。
- ・ 運営の継続性について、FC 加盟者が運営を継続できなくなった場合、本部事業者は他の FC 加盟者を探すなどして、使用期間中は店舗運営を継続するようにしてください。

(4) 既存福利厚生施設にコンビニエンスストアの出店があることから、コンビニエンスストアの出店をお考えの方は、類似した運営方法や取扱商品及び提供サービスにならないように、ご提案くださ

い。

3 取扱商品・サービス等について

出店者が取扱商品、サービスは基本的に自由としますが、以下の（１）から（２）は基本とします。ただし、たばこの販売は禁止します。

（１） 商品

- ア 飲食物（弁当、おにぎり、惣菜、パン、飲料、菓子類、飲料等）
- イ 日用雑貨（歯磨き、ティッシュ、石けん、傘、女性用品等）
- ウ 電気用品（電池、携帯電話充電器等）
- エ 書籍等、文房具類
- オ 香典、祝い袋

（２） サービス等

- ア キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）
- イ 繁忙時間帯の対応
 - ・出勤時間帯 午前 7 時 30 分～午前 10 時
 - ・昼食時間帯 午後 0 時～**午後 1 時**
- ウ 公務用消耗品購入への精算対応（※後日、請求書払）

（３） その他取り扱ってほしい商品及びサービス等

- ア 第 2 類・第 3 類医薬品（頭痛薬、胃腸薬、目薬など）
- イ 店内に小規模イートインスペースの確保
- ウ 書籍調達
- エ 商品の店内配達
- オ 健康増進に配慮した食品の提供
- カ 商品の販売価格の廉価設定（※ 廉価設定の状況により、沖縄県行政財産使用料条例に基づく使用料から減免が認められた場合には、福利厚生施設として最大 75% まで減額されます。）
- キ その他、利用者のニーズにこたえる商品やサービスの提供
- コ 沖縄県証紙の販売（主に、県外向け取扱い店として対応）
（取り扱う場合、出納事務局会計課へ手続が必要になります。）

4 出店者の経費負担

（１） 当該施設（出店場所）に係る使用料

- ア 使用料は、沖縄県行政財産使用料条例第 2 条により算定した額になります。
- イ 使用料の算出対象は、店舗占有範囲のほか、空調設備の室外機その他附帯設備や備品の設置範囲も算定対象になります。
- ウ 使用料は、年度ごとに沖縄県が発行する納入通知書により、沖縄県が指定する期限までに当該年度分を全額納入する必要があります。

（２） 出店にかかる費用

- ア 店舗改装費用
- イ 店舗内の電気照明・設備機器等の設置費用（修繕、消耗品等を含む）
（省エネ化・法令対応照明器具の LED 化対応が必須）
- ウ 店舗内の冷暖房設備の設置費用

※なお、イ及びウの費用負担については、県と協議の上決定します。原則は事業者負担になり

ます。

(3) 店舗運営にかかる費用

- ア 光熱水費
- イ 通信費
- ウ 設備の保守点検及び維持・修繕費
- エ 店内の清掃、ゴミ処理、防虫防鼠その他衛生管理に要する費用
- オ 店内の防犯対策

(4) 退去時にかかる費用

- ア 原状回復費用
- イ その他費用（ア以外で県と協議が必要になるもの）

5 改装工事及び機械・設備工事

- (1) 出店者は、自らの責任と費用負担において、改装工事及び機械・設備工事を行うこと。
- (2) 改装工事について、事前に本県と設計及び施工について協議を行った上、承諾を得ること。
- (3) 機械・設備工事について、既存の施設諸条件については、別表「施設・設備諸条件一覧表」を参照し、出店にあたって必要となる工事の有無について確認・検討すること。
なお、別表「施設・設備諸条件一覧表は、別途掲載いたします。